

■第27回委員会の協議案件

参考資料2-2

番号	内容の分類	内容	委員会	路線名	協定区間	協議相手	変更の概要	貢献度判定	①計画熟度	②会社の主体性	③協議困難度(相手・種類)	④追記事項(加点要素)		委員会での意見等
												技術的工夫等	相手方のメリット	
1	2横断構造物の変更	ボックスカルバートの廃止	第27回	新東名高速道路	厚木南IC～伊勢原北IC	・地元 ・道路管理者	コスト縮減のため、県道上に計画された延長100mを超える長大ボックスカルバートの廃止を検討し、地元協議を実施	—	—	—	・地元との協議 ・道路管理者(県)との協議		県道の防犯上の優位性や地域全体の利便性が向上	

■協議案件の審議状況(H28.7末)

参考資料2-2

番号	内容の分類	内容	委員会	路線名	協定区間	協議相手	変更の概要	貢献度判定	①計画熟度	②会社の主体性	③協議困難度(相手・種類)	④追記事項(加点要素)		委員会での意見等
												技術的工夫等	相手方のメリット	
61	4その他	刈草処分方法の見直し	第20回	新東名高速道路	長泉沼津IC～浜松いなさJCT	・関係機関(烟総事業者)・地元	・関係機関及び地元と協議し通常廃棄物処理している刈草を協議により土地改良区事業者により堆肥化することで処分費を縮減	0.5	－	－	・土地改良区事業者との協議 ・地権者との協議		・畑で使用する購入堆肥の削減	・今後、水平展開される期待を込めば良いと思う。
62		橋脚施工方法の見直し	第20回	東九州自動車道	苅田北九州空港IC～行橋IC	・地元	・ため池管理者と協議し、橋脚の施工方法を仮橋による特殊部掘削から盛土による普通部掘削に変更した。	0.75	－	－	・ため池管理者との協議	耕作期の必要書水量を現地調査により確認	・ため池管理者から見るとメリットのない協議であり、苦労されたと思う。 ・水に関する協議は一般的に難しいと思う。 ・休耕田が多くなっている状況で、かつての水量を確保する必要性を考えると、当然の協議ではないか。	
63		土砂採取場の見直し	第20回	東九州自動車道	苅田北九州空港IC～行橋IC	・地権者・地元	・公共残土、購入土場からの土砂採取について、土量の一部を本線隣接地からの土砂採取に変更した。	0.5	－	－	・林地開発許可申請の実施 ・地権者、地元との協議			・土運搬や水の流末の処理において苦労があったと思う。 ・近場の土砂採取場を探す努力は当然必要ではないか。
64		上部工架設工法の変更	第21回	四国横断自動車道	徳島IC～鳴門IC	・道路管理者(国)	・国道の中分に収まるペントを発想。上部工架設工法を送出し架設からトラッククレーンペント架設に変更するため、道路管理者と協議を実施	0.25	－	－	×道路管理者との協議	・小型ペントの採用	・通行止め時間の短縮 ・通行止め時間を短縮し、更にコスト縮減したことは良いと思う。	
65		トンネル掘削時の変位対策工の見直し	第22回	北海道縦貫自動車道函館名寄線	大沼公園IC～落部IC	・遺跡管理者(文化庁、道、町)	・遺跡直下のトンネル施工時の変位対策工について、管理体制を明確化することにより、変位計測方法を変更した。	0.5	－	－	・遺跡者との協議		・遺跡に関する協議は一般的に難しいと思う。 ・当初は全面的に薬液注入する計画であったのを、変位許容値を定め、検討した上で薬液注入の範囲を縮小したことを見、現場の努力があったと思う。	
66		工事用仮橋の廃止	第22回	第二東海自動車道横浜名古屋線	浜松いなさJCT～豊田東JCT	・地元	・仮橋で計画していた工事用道路について、地元と協議し既存市道を改良することで市道を工事用道路として使用した。	0.75	－	－	・地元との協議	・市道の拡幅	・生活道路を工事用車両が通行することについて、きめ細やかな配慮をしており、努力があったと思う。	
67		トンネルずり処理方法の見直し	第23回	東九州自動車道	苅田北九州空港IC～行橋IC	・地元	・トンネルずりの小割作業を防音ハウス内で計画していたが、トンネル内で破碎機により小割し、ベルトコンベアによる運搬に変更した。	0.5	－	－	・地元との協議		・通常トンネル内に機械などは置きたくないと思うが、この方法で掘削効率は落ちなかったのか。 ⇒トンネル内での作業であり、一般的な工法に比べ、サイクルタイムが少し落ちた。 ・ずりの小割する場所を防音施設内からトンネル坑内に変更するということは、防音上有利な方向にいくように想像できるので、協議が通り易かったのではないか。 ⇒隣接区间では防音施設による施工実績があったため、今回の工法に変更する協議は苦労した。	
68		橋梁施工方法の変更	第23回	近畿自動車道名古屋神戸線	城陽IC～八幡IC	・河川管理者	・河川を横過する橋梁について、河川内は仮橋による施工を計画していたが、河床変動解析等を実施し、環境への影響を確認した上で瀬替えによる施工に変更した。	0.5	－	－	・河川管理者との協議		・本件は行政機関との協議であり、一般国民・道路ユーザーの視点からみるとなかなか大変とは言えないため従来は厳密な評価 ・行政機関との協議ではあるが、各地域で慣例的に行われている施工方法を初めて行う施工方法に変えることは、通常と比べて大きな折衝協議過程があったと想像されることから、会社の貢献度は高い ・淀川環境委員会での説明にも、大変な苦労があったと思われる。	
69		橋脚施工方法の見直し	第23回	東関東自動車道水戸線	三郷JCT	・道路管理者(国)	・調整池管理者と協議し、調整池内の橋脚拡幅の施工に必要な施工ヤードを仮橋から盛土に変更した。	不認定	－	－	・道路管理者(国)との協議		・協議相手が国土交通省であることと、地下水位が1m近く下がったという客観的事実に着目して盛土構造に変更したということから、低い評価 ・道路管理者との協議であり、過去の事例と比べて、外向けに効果を発揮した工夫も見当たらないことから低い評価 ・過去の事例において、道路管理者との協議であり、相手方に対して厳しい条件があつたものでもないため、認定は難しい	
70		道路切り替え回数の削減	第24回	東関東自動車道水戸線	松戸IC～高谷JCT	・地元	・企業所有地を借地し、切り替える県道の線形を見直すことで、切り替え回数を削減し、施工期間を短縮した。	0.5	－	－	・地元との協議		・当初計画時に、用地買収交渉が難しかったため借地をすることが難しいと判断したことを見ると、標準的な努力 ・他の現場でも同様な騒音対策等はとられていると思うので、判断はやや厳しく	
71		横断構造物施工方法の変更	第24回	東九州自動車道(椎田道路)	行橋IC～みやこ豊津IC(築城IC)	・警察署・道路管理者(国・県)・地元	・供用中のICを集約型料金所に改修するため、供用中の本線下を横断するボックスカルバートの設置を推進工法にて計画していたが、警察署と協議し、一部ランプの通行止めと本線切り替えを伴う開削工法に変更した。	取下げ			・警察署との協議 ・道路管理者(国・県)への説明 ・地元への説明		・会社からの資料に記載していない補足説明の内容は、判断のポイントになるため、明確に資料に記載する必要がある ・この案件を認めるか否かについては、この場では判断が難しい ・再度整理のうえ、再審議とする	

■協議案件の審議状況(H28.7末)

参考資料2-2

番号	内容の分類	内容	委員会	路線名	協定区間	協議相手	変更の概要	貢献度判定	①計画熟度	②会社の主体性	③協議困難度(相手・種類)	④追記事項(加点要素)		委員会での意見等	
												技術的工夫等	相手方のメリット		
72	4その他	土運搬方法の変更	第26回	新名神高速道路	長泉沼津IC～浜松いなさJCT	・地元	ダンプトラックの走行速度を15～30km/hに削減して、約400万tの建設発生土の土運搬を計画していたが、走行速度を50km/hによる運搬サイクル向上に着目し、本線内に土運搬用舗装路の先行整備等を検討し、地元の了解を得て、走行速度50km/hによる土運搬に変更した。	不認定	-	-	・地元との協議				・高速度運搬をおこなうことで工事期間が短くなることは地元メリットでもあり、通常の地元協議の範囲内である。 ・土埃への苦情対応という側面も持ち、必ずしも困難な地元協議であつたとは言い難い。
73	4その他	橋脚施工方法の見直し	第26回	新名神高速道路	高槻JCT～箕面IC	・道路管理者	箕面有料道路の中央分離帯に新名神のランプ橋の橋脚を配置しない計画としていたが、箕面有料道路の線形や施工方法を検討・提案し、箕面有料道路の中央分離帯に橋脚を配置する計画に変更した。	0.5	-	○会社の積極性	・道路管理者との協議			・官官協議であつたことに留意しても、他道路管理者の線形を変更することは大変な協議であると考えられる。 ・134mの径間長を半分にしたことは非常に有意義である。	